

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的，種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

対象河川及び河川改修区間は表-3.1，図-3.1 に示すとおりです。

河川改修

表-3.1(1) 対象河川及び河川改修区間

河川名	位 置	区間延長
黒瀬川	呉市広地区の支川荒采川合流点から下流 500mの区間	500m
	呉市郷原地区の芋福橋 ^{いもふく} 下流 400mから郷原大橋までの 1,460mの区間	1,460m
長谷川	黒瀬川合流点から長谷橋までの 1,280mの区間	1,280m
竹保川	竹保橋から支川合流点までの 1,150mの区間	1,150m
松板川	本郷橋 ^{ほんごう} 下流 20mから千足池 ^{せんぞく} までの 3,360mの区間	3,360m
古河川	井之邑橋 ^{いのむら} から上流に 450mの区間	450m

河川防災ステーション

表-3.1(2) 対象河川及び対象位置

河川名	位 置
黒瀬川	呉市郷原地区（郷原大橋上流左岸）

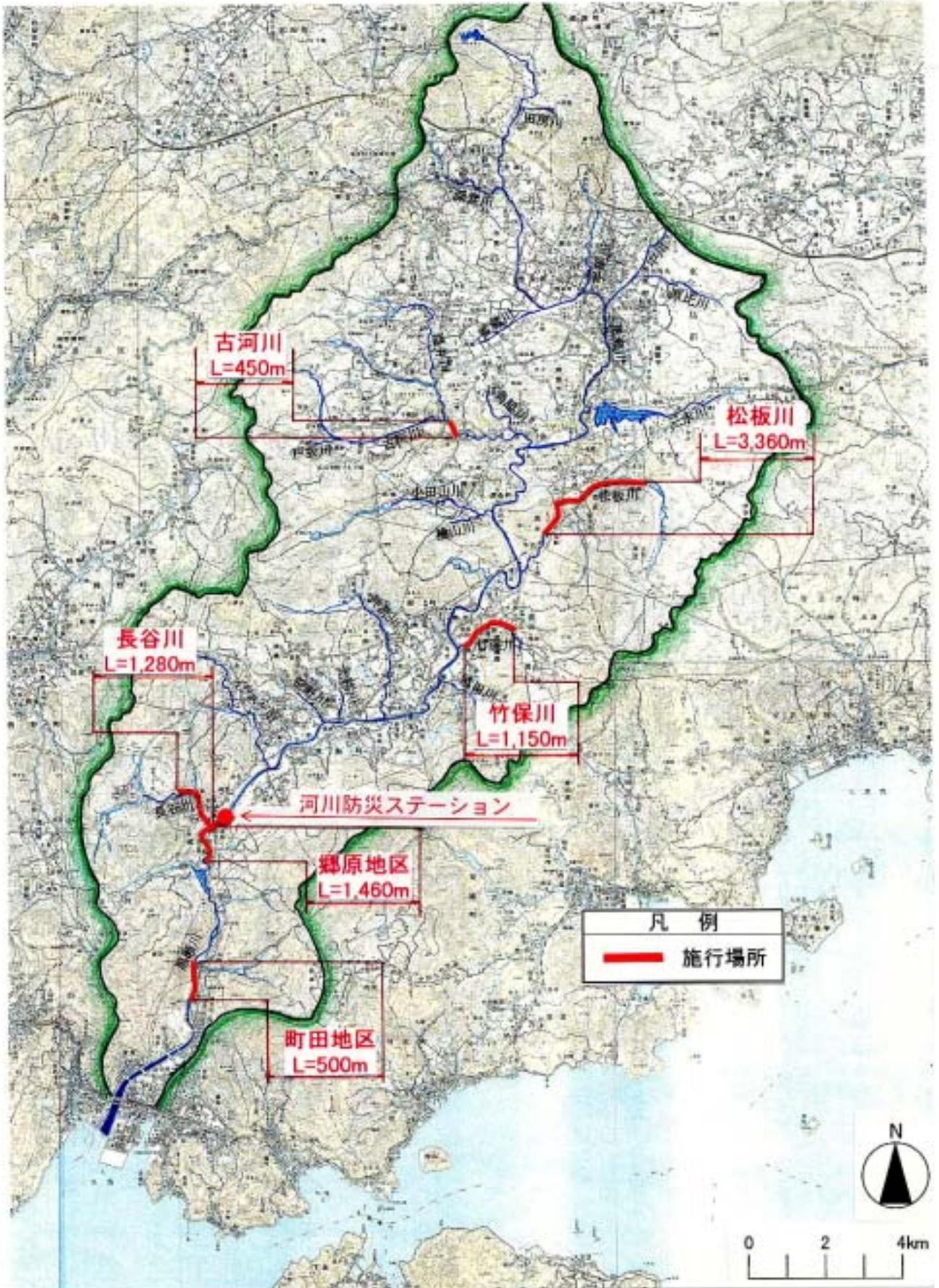


図-3.1 対象河川及び河川改修区間位置図

(1) 黒瀬川

平成 11 年 6 月 29 日に発生した既往最大規模の洪水により、二級ダム上・下流の未改修区間に越水氾濫が生じ、甚大な被害にみまわれる事態に至りました。このためこれらの 2 区間を対象に河川改修を実施します。

河川改修区間は、流下能力が不足している呉市広地区の呉市水道局石内浄水場付近から支川荒采川合流点までの 500m 区間及び呉市郷原地区の芋福橋下流 400m から郷原大橋までの 1,460m の区間とします。

河川改修は、町田地区において目標の計画高水流量 $1,020\text{m}^3/\text{s}$ が安全に流下できるよう主に河床掘削により河道断面積を確保し、郷原地区においては $980\text{m}^3/\text{s}$ が安全に流下できるよう主に引堤により河道断面積を確保します。

なお、河川改修においては、現状の河床形状の復元、法面の緑化、河畔林の保全など、動植物の生息・生育環境に配慮するものとします。

また、洪水時の水防活動の拠点となる河川防災ステーションを整備します。

流量配分図、平面図、縦断面図及び横断面図を図-3.2(1)～図-3.2(6)に示します。

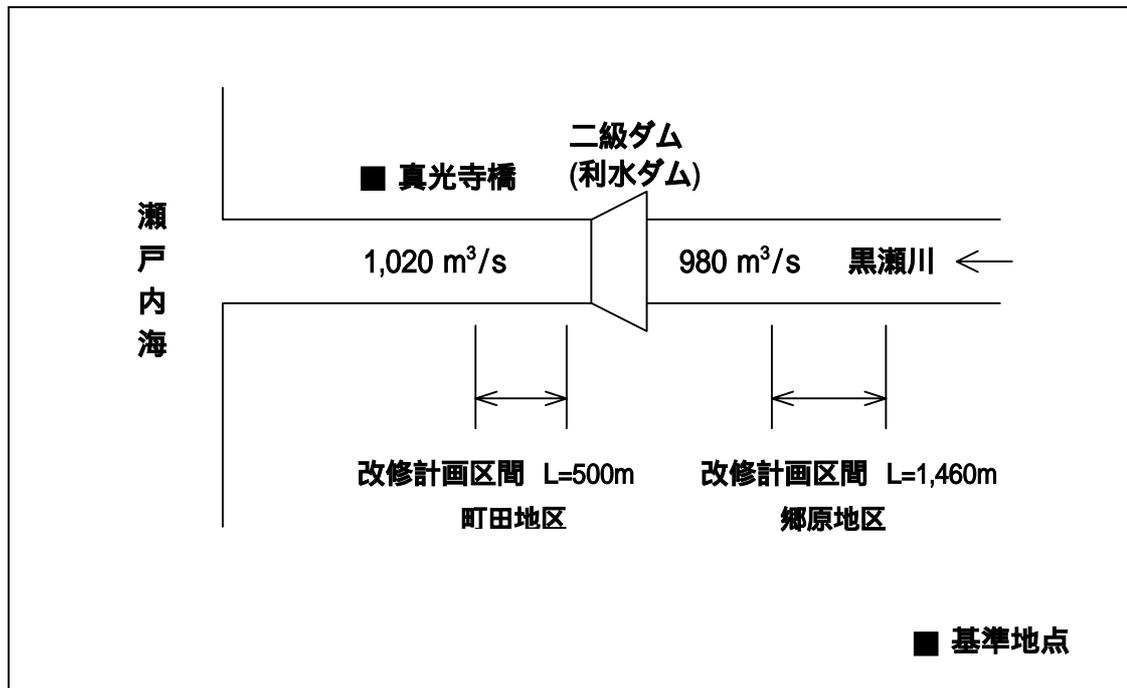


図-3.2(1) 黒瀬川流量配分図

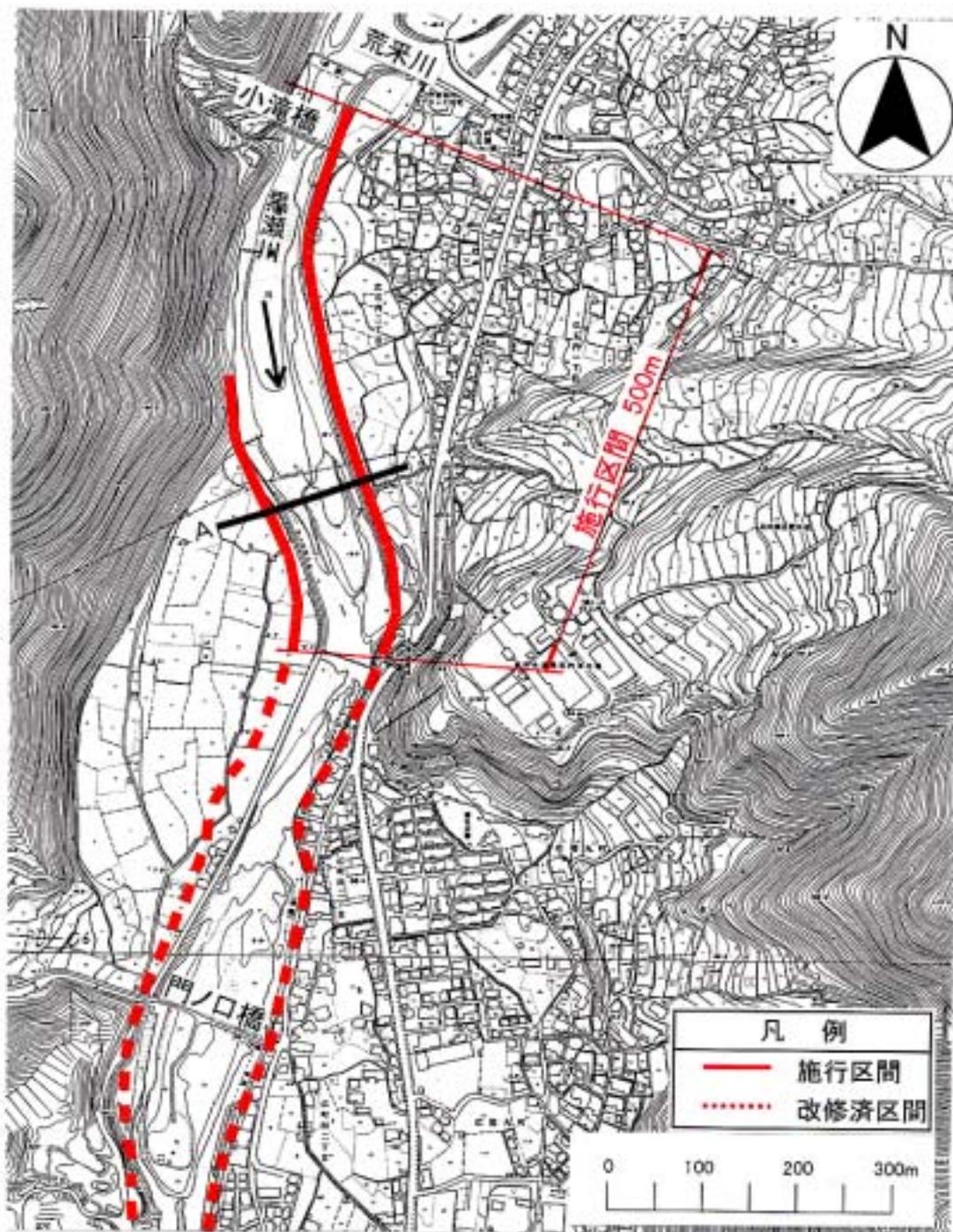


图-3.2(2) 黑瀬川平面图(町田地区)

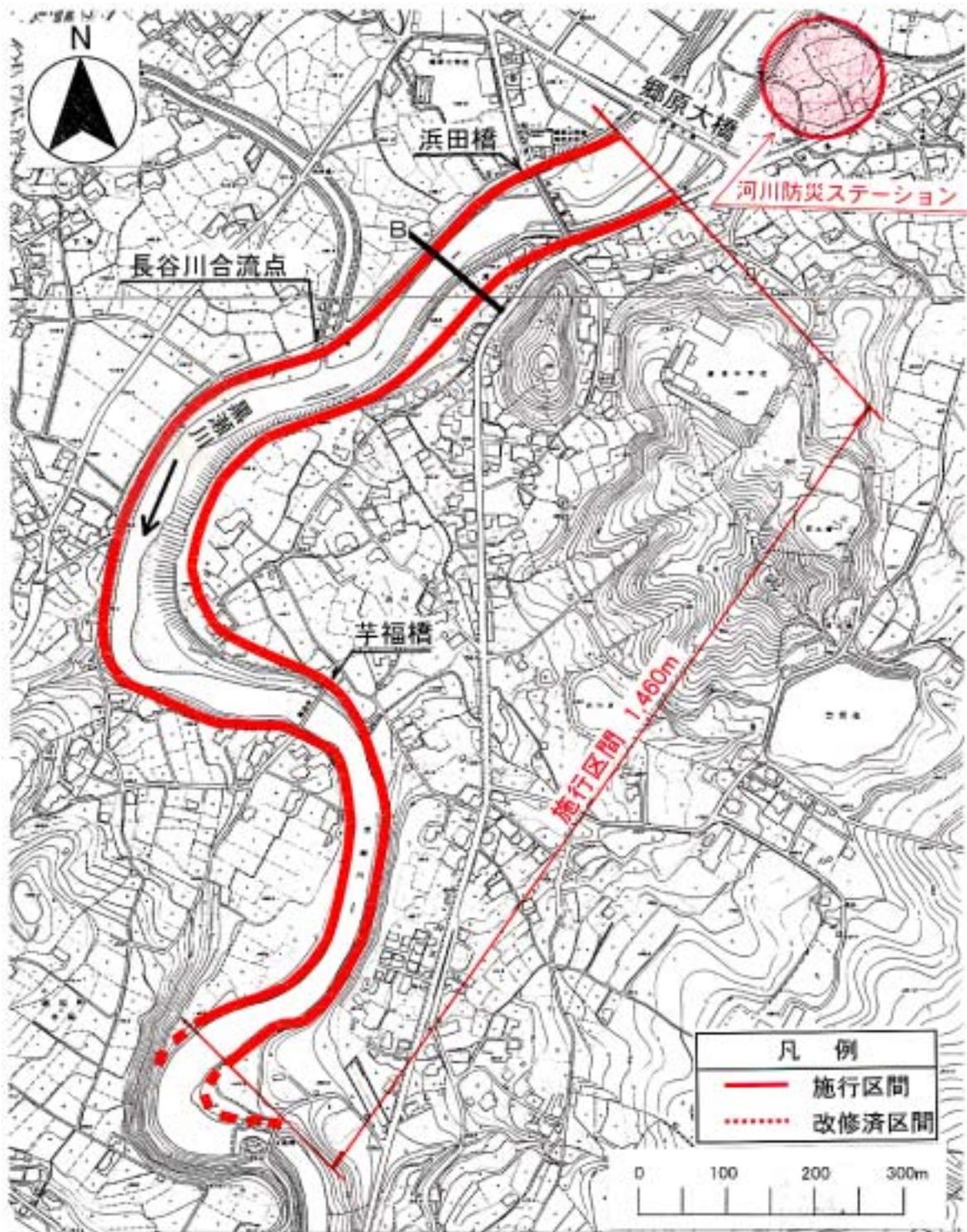


图-3.2(3) 黒瀬川平面図（郷原地区）

(標高：T.P.m)

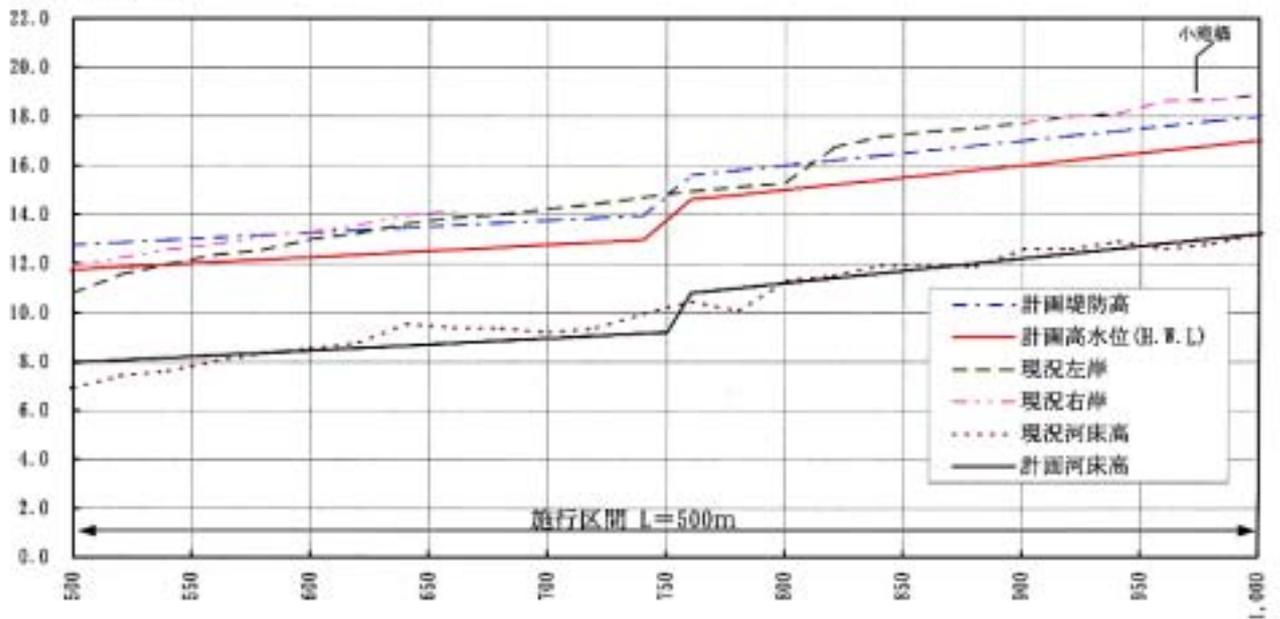


図-3.2(4) 黒瀬川縦断面図 (町田地区)

(標高：T.P.m)

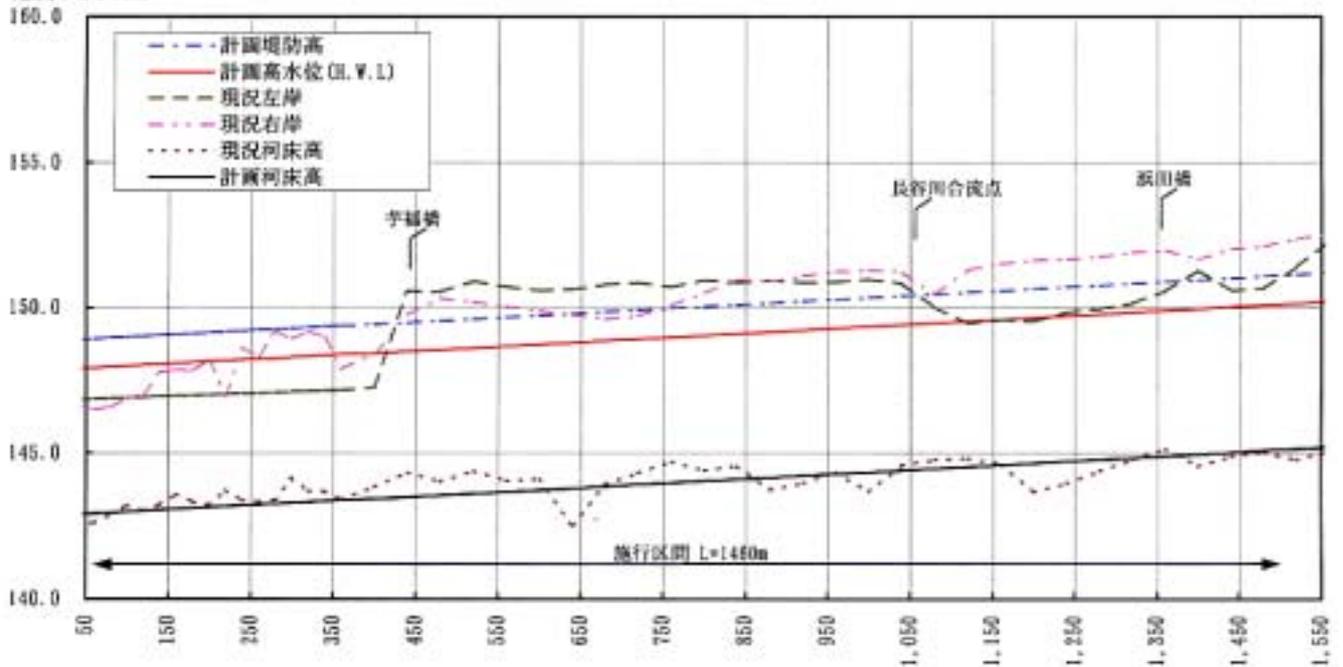
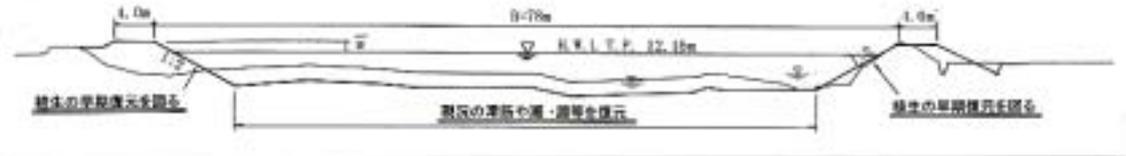


図-3.2(5) 黒瀬川縦断面図 (郷原地区)

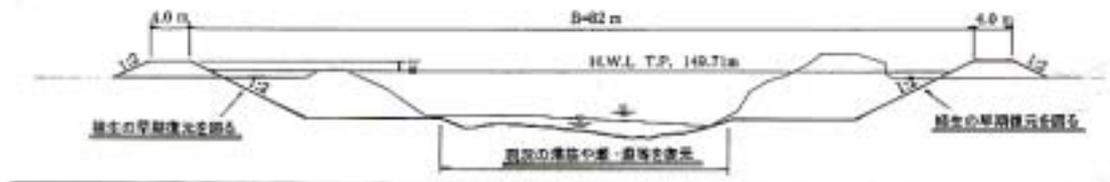
黒瀬川（町田地区）横断面図

A 小滝橋より下流 380m付近



黒瀬川（郷原地区）横断面図

B 浜田橋下流 140m付近



凡 例	
—	: 現況の川の形
—	: 整備を行う形

図-3.2(6) 黒瀬川横断面図

(2) 長谷川

長谷川は、平成11年6月29日に発生した既往最大規模の洪水において、流下能力不足による越水及び溢水氾濫を生じたため、河川改修を行います。

河川改修区間は、流下能力が不足している本川黒瀬川合流点から長谷橋までの1,280mの区間とします。

河川改修は、長谷川下流地点において目標の計画高水流量 $100\text{m}^3/\text{s}$ が安全に流下できるように主に引堤により河道断面積を確保します。

なお、河川改修においては、現状の河床形状の復元、法面の緑化など、動植物の生息・生育環境に配慮するものとします。

流量配分図、平面図、縦断面図及び横断面図を図-3.3(1)～図-3.3(4)に示します。

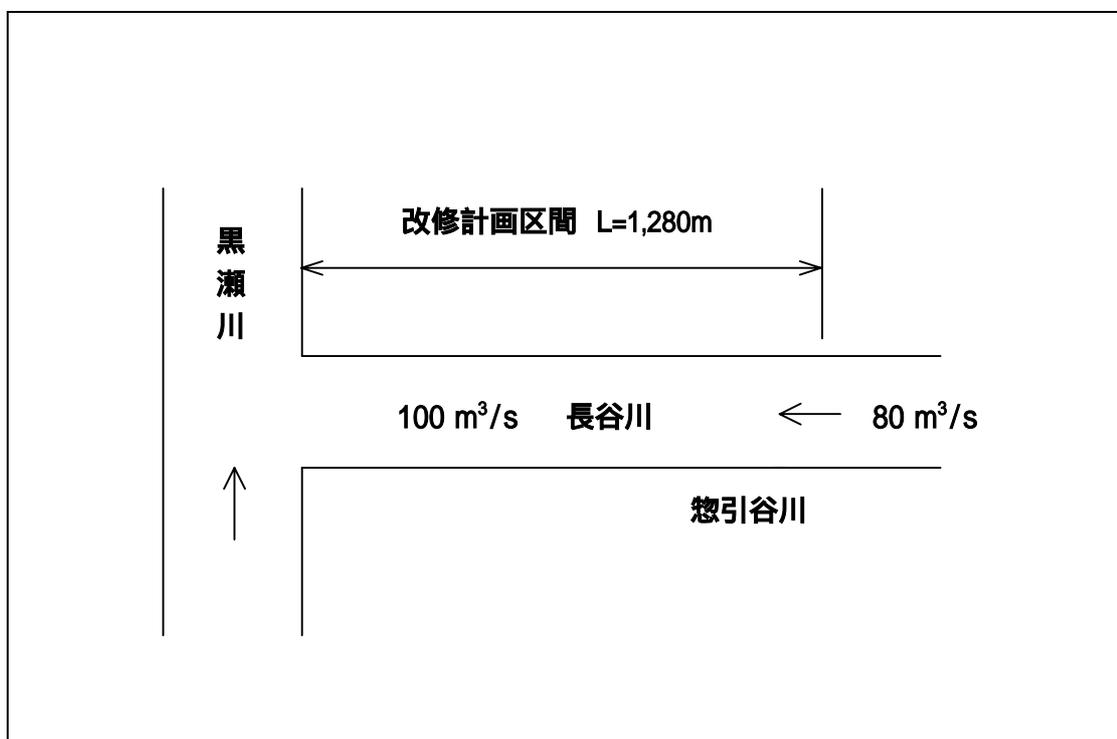


図-3.3(1) 長谷川流量配分図

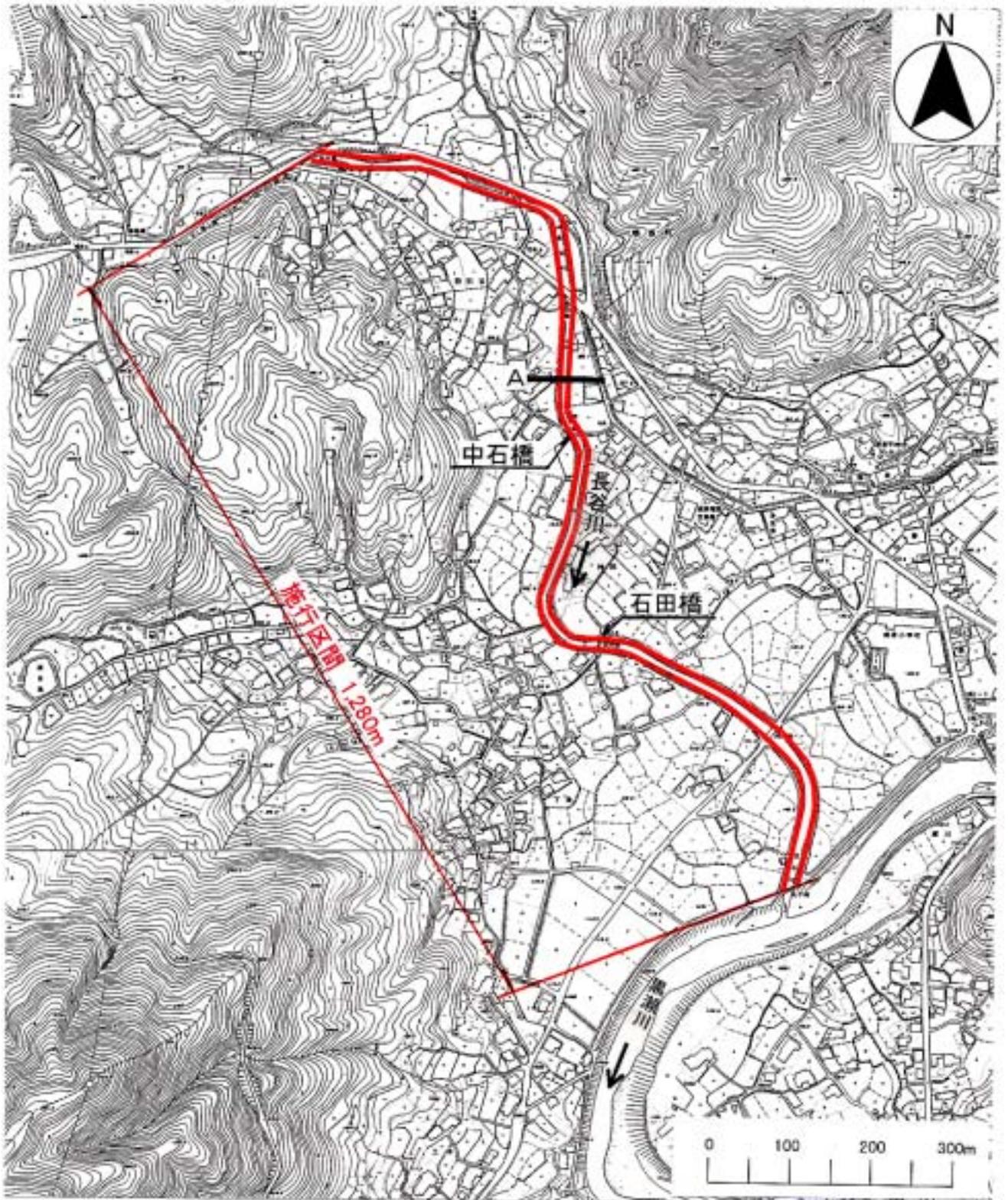


图-3.3(2) 長谷川平面图

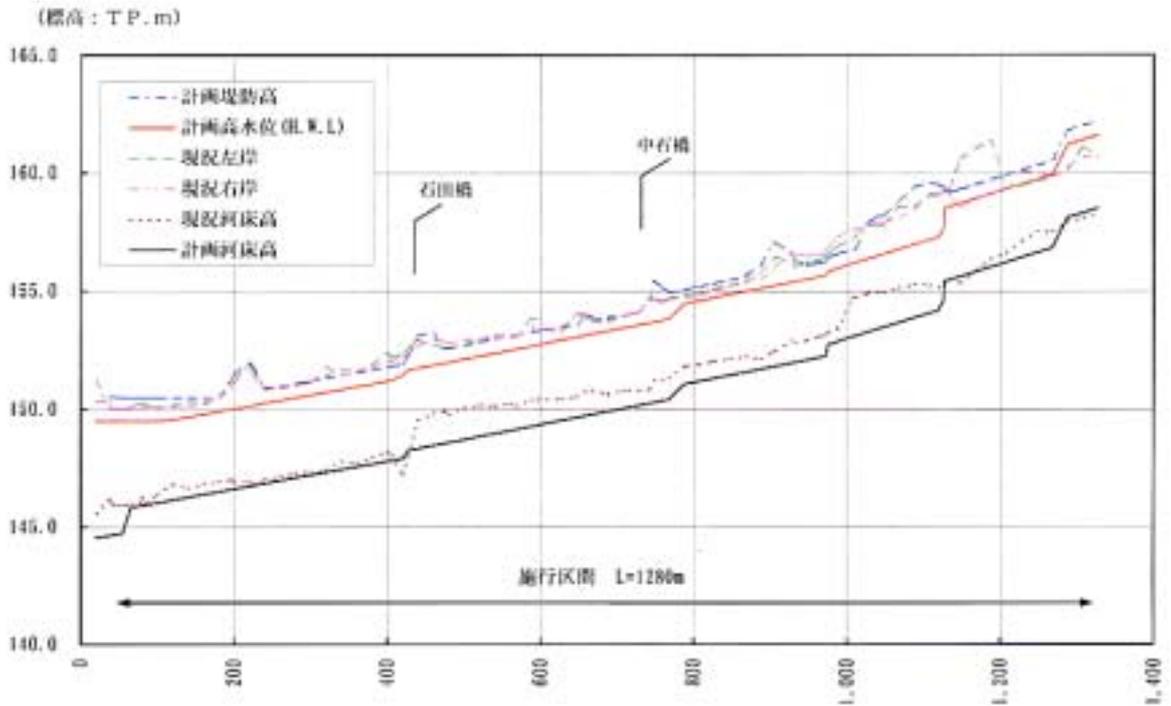


図-3.3 (3) 長谷川縦断面図

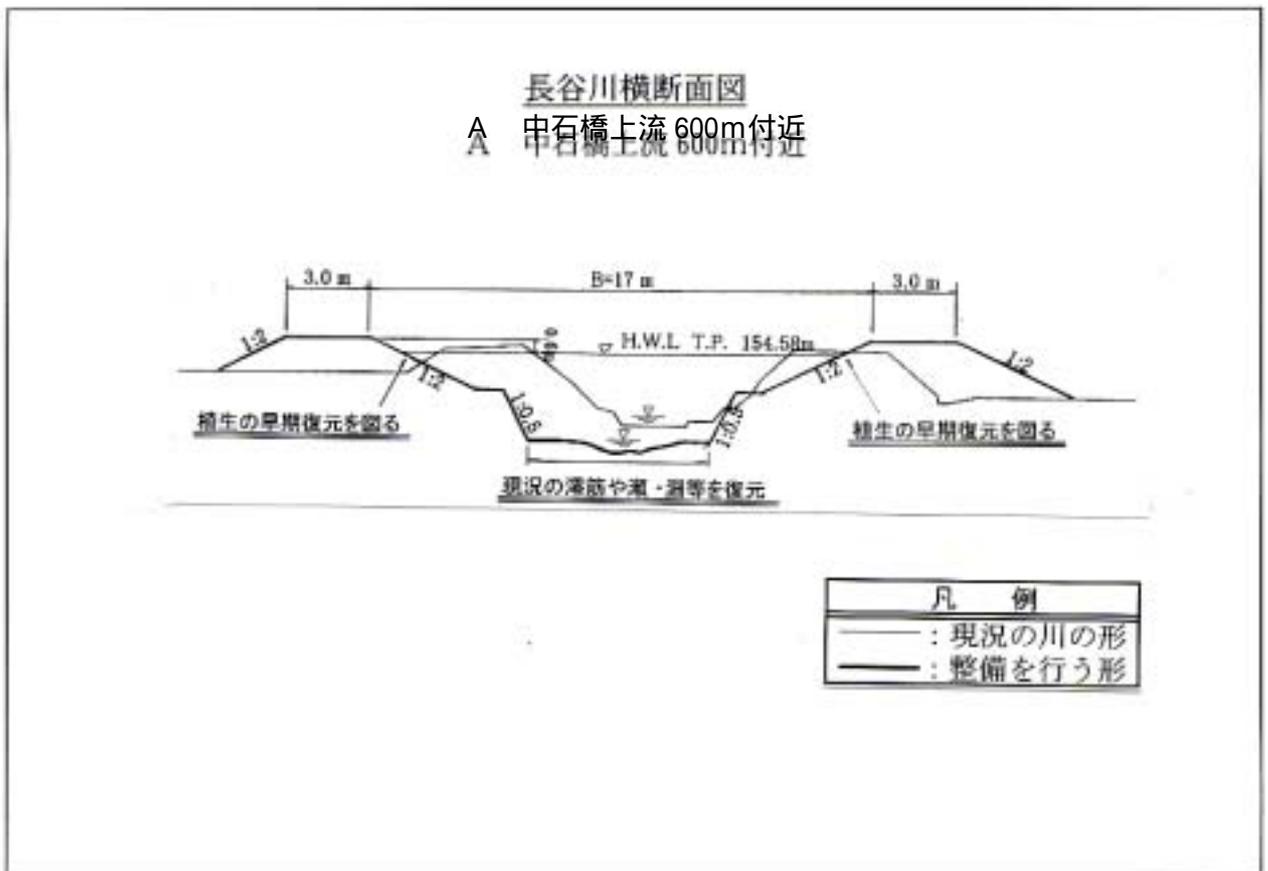


図-3.3 (4) 長谷川横断面図

(3) 竹保川

竹保川は、平成4年より河川改修工事に着手し、現在、最下流部425m区間の改修が完了しています。引き続き、破堤した場合に被害が最も甚大となる中流部に向けて、下流側から順に改修を行っていきます。

河川改修区間は、流下能力が不足している竹保橋から支川合流点までの1,150mの区間とします。

河川改修は、竹保川下流地点において目標の計画高水流量 $50\text{m}^3/\text{s}$ が安全に流下できるように築堤により河道断面積を確保します。

なお、河川改修においては、現状の河床形状の復元、法面の緑化など、動植物の生息・生育環境に配慮するものとします。

流量配分図、平面図、縦断面図及び横断面図を図-3.4(1)～図-3.4(4)に示します。

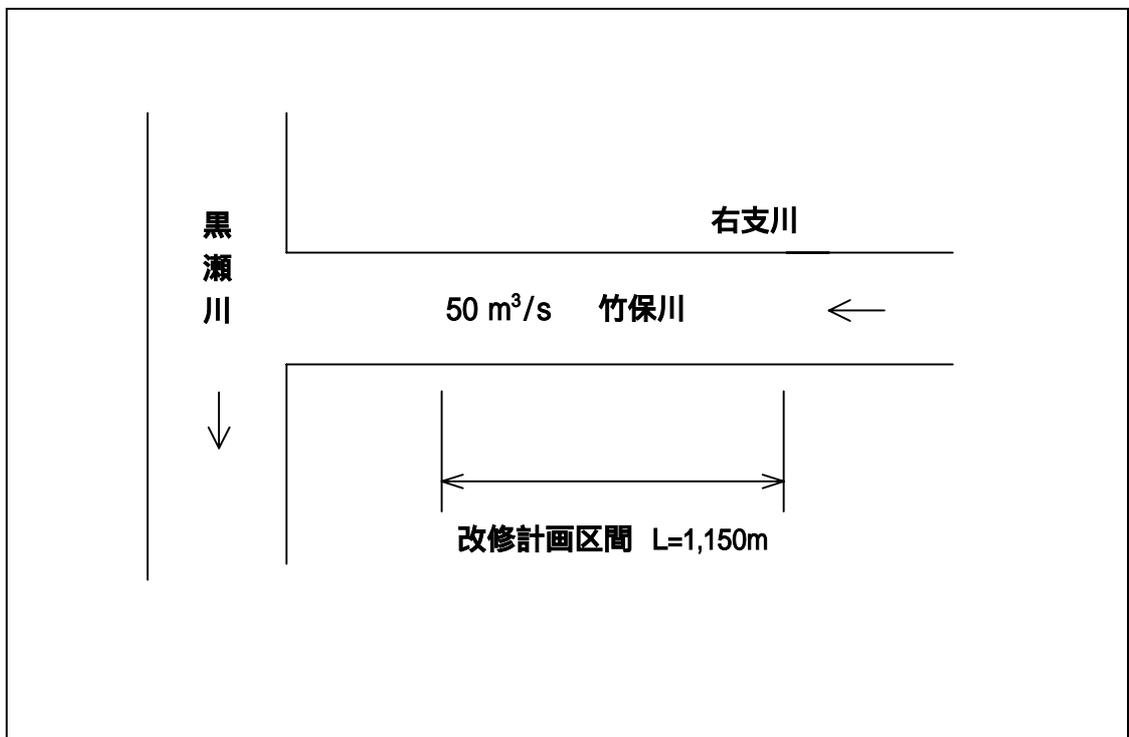


図-3.4(1) 竹保川流量配分図

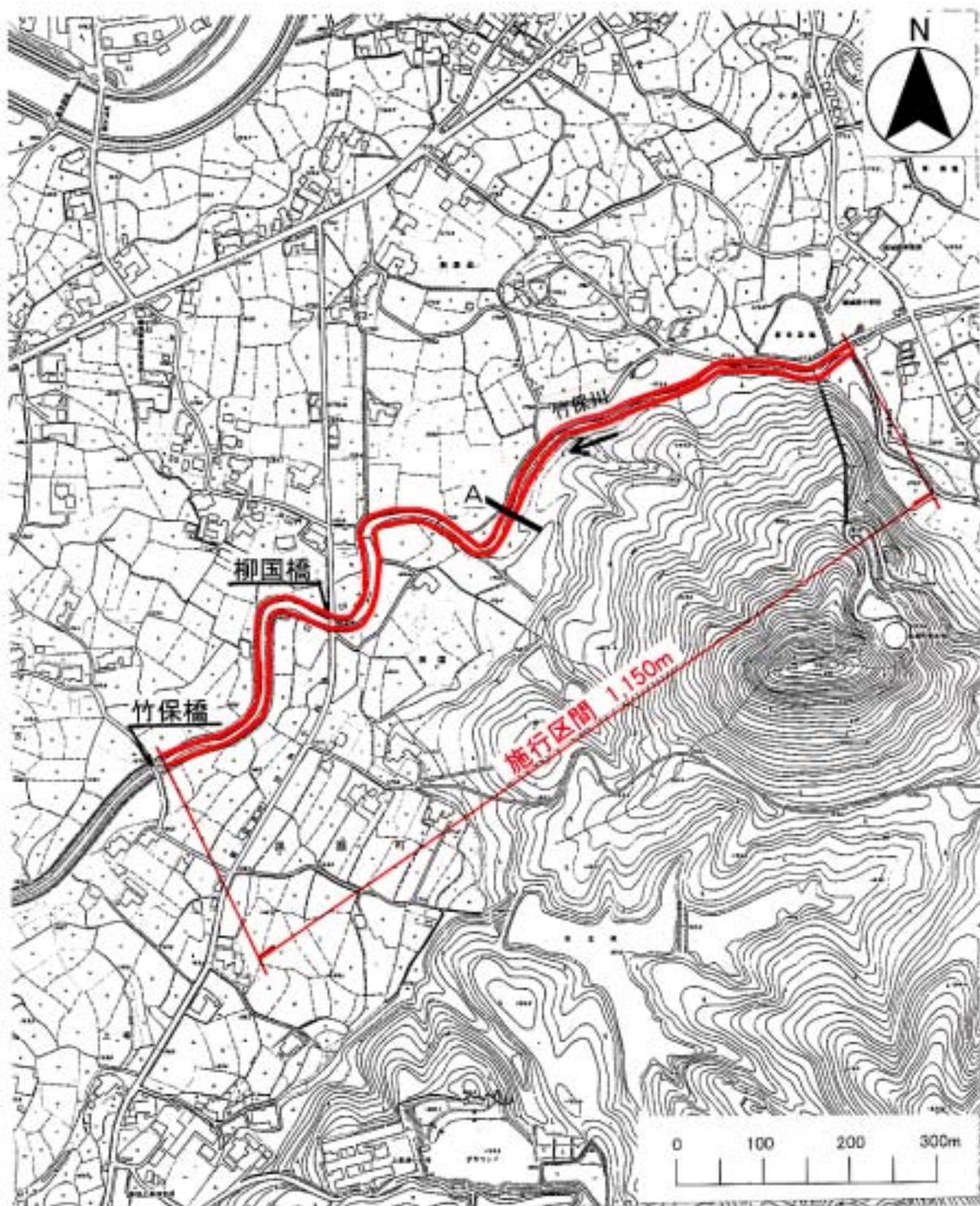


图-3.4(2) 竹保川平面图

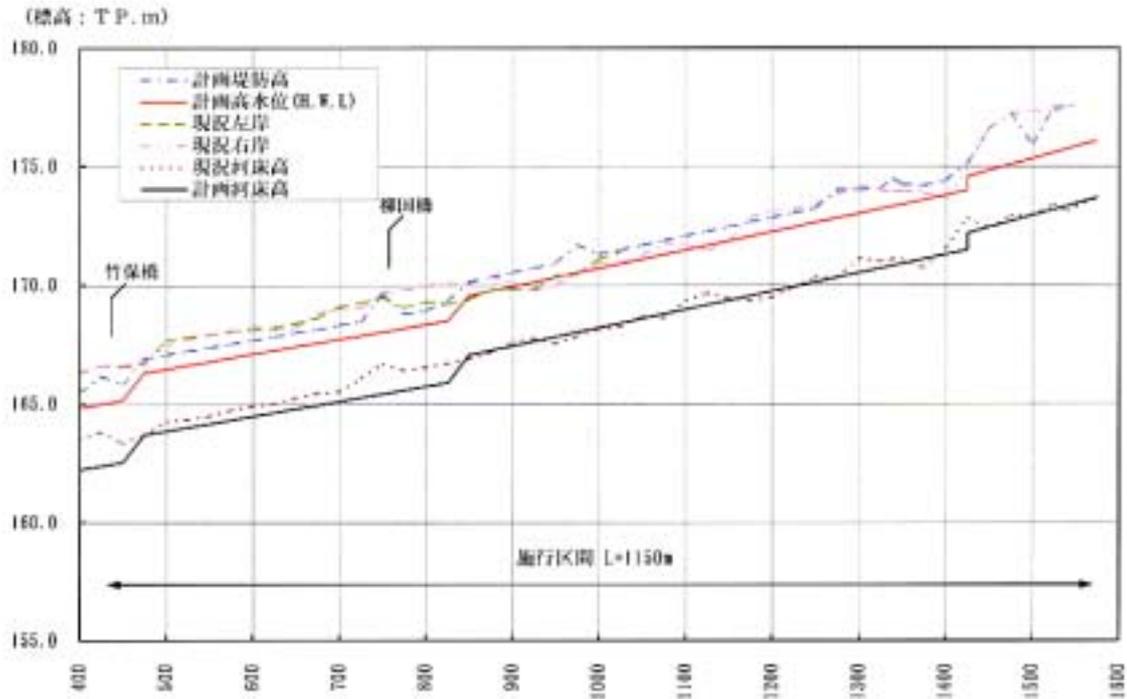


図-3.4(3) 竹保川縦断面図

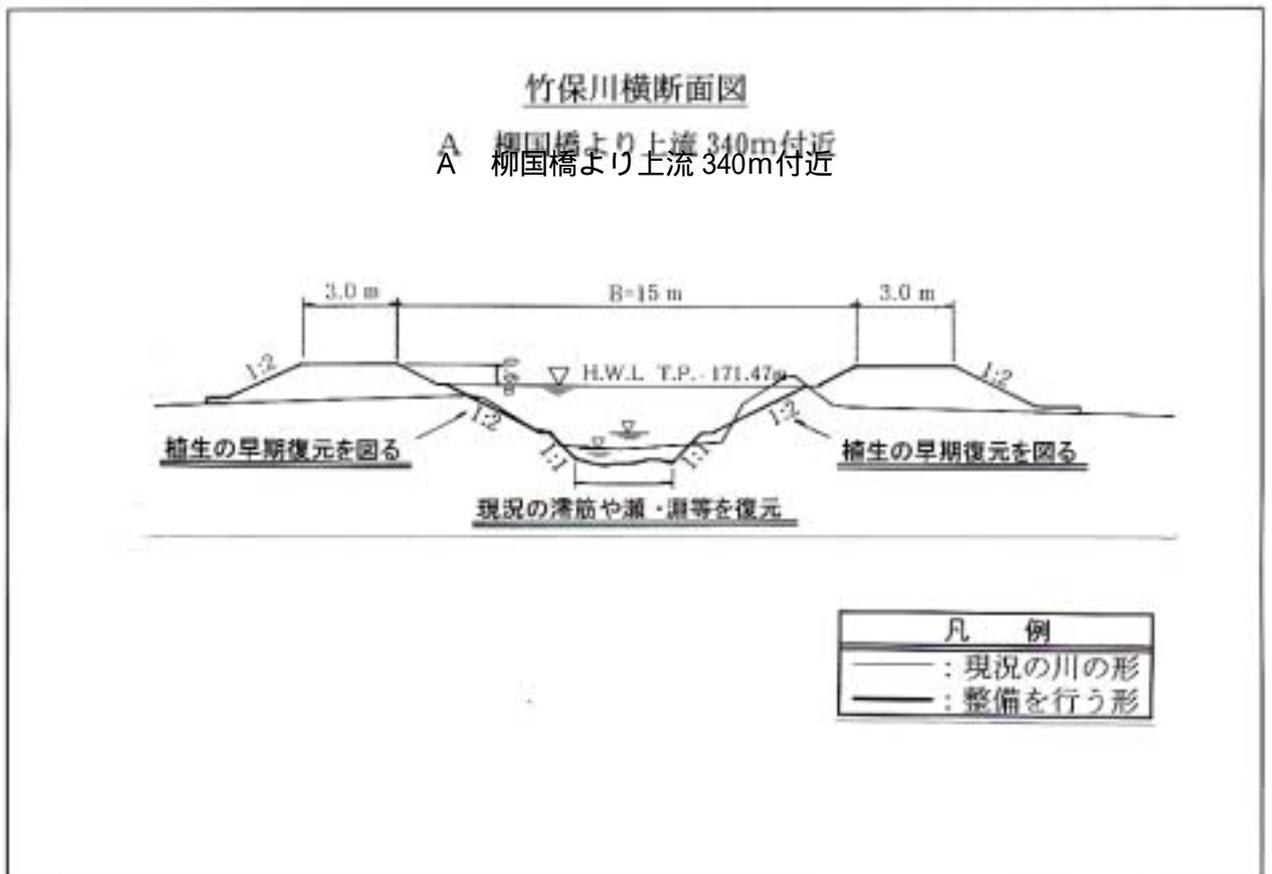


図-3.4(4) 竹保川横断面図

(4) 松板川

松板川は、昭和 50 年より河川改修工事に着手し、現在、最下流部 1,340m 区間の改修が完了しています。平成 11 年 6 月 29 日に発生した既往最大規模の洪水において、中上流部の未改修区間で越水氾濫が生じ、家屋浸水被害が生じたため、引き続き、中流部に向けて、下流側から順に改修を行っていきます。

河川改修区間は、流下能力が不足する本郷橋下流 20m から千足池までの 3,360m の区間とします。

河川改修は、松板川下流地点において目標の計画高水流量 $110\text{ m}^3/\text{s}$ が安全に流下できるように主に引堤により河道断面積を確保します。

なお、河川改修においては、現状の河床形状の復元、法面の緑化など、動植物の生息・生育環境に配慮するものとします。

流量配分図、平面図、縦断面図及び横断面図を図-3.5(1)～図-3.5(4)に示します。

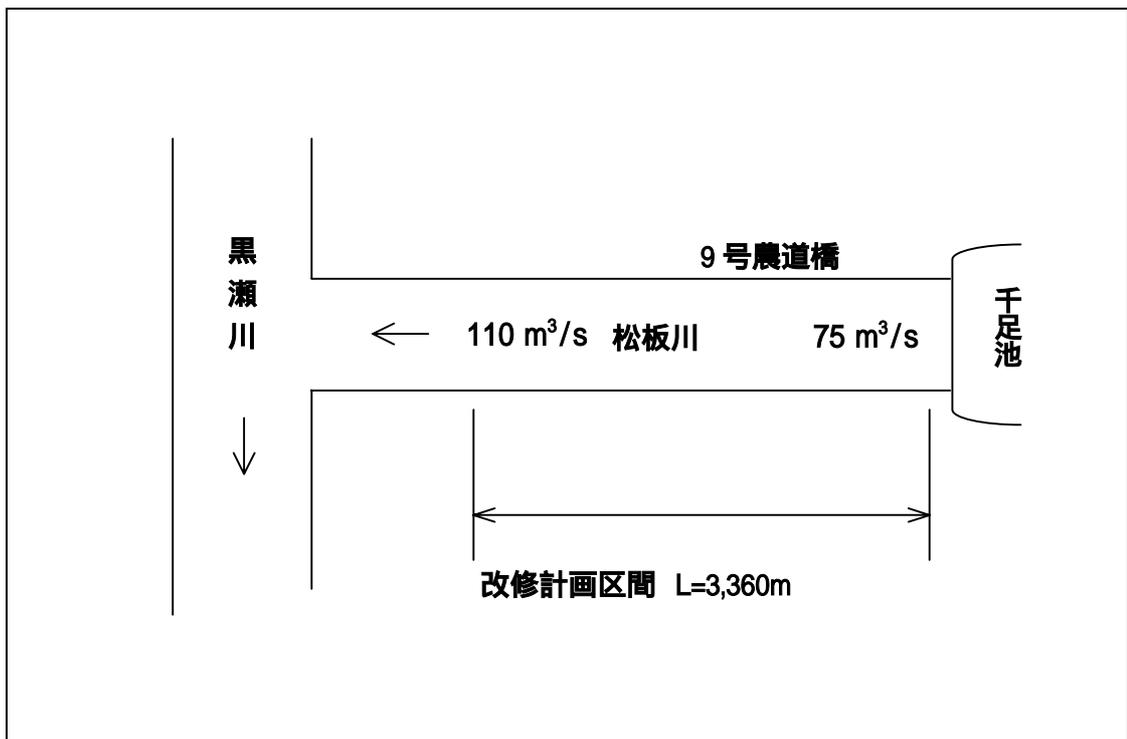


図-3.5(1) 松板川流量配分図

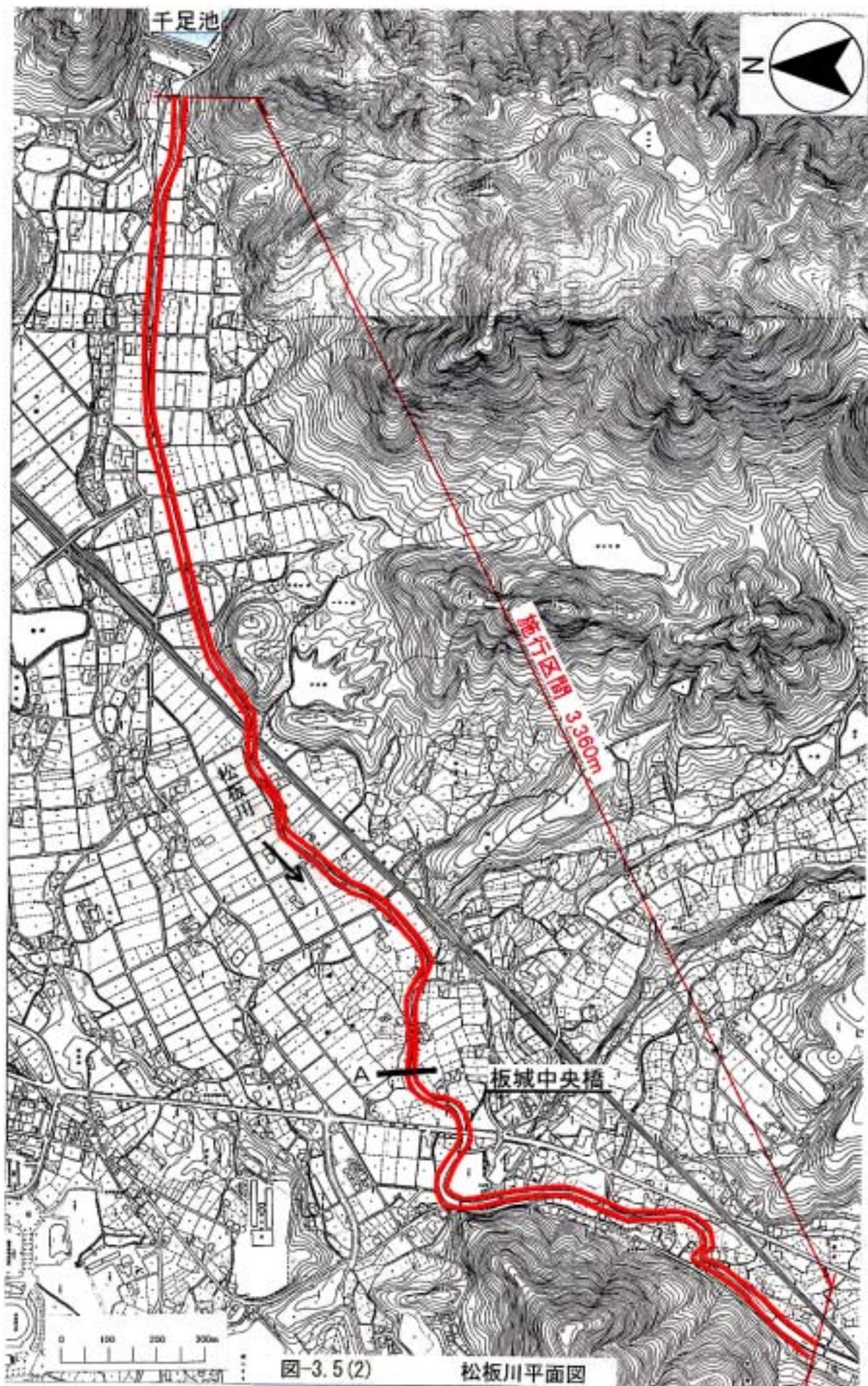


图-3.5(2) 松板川平面图

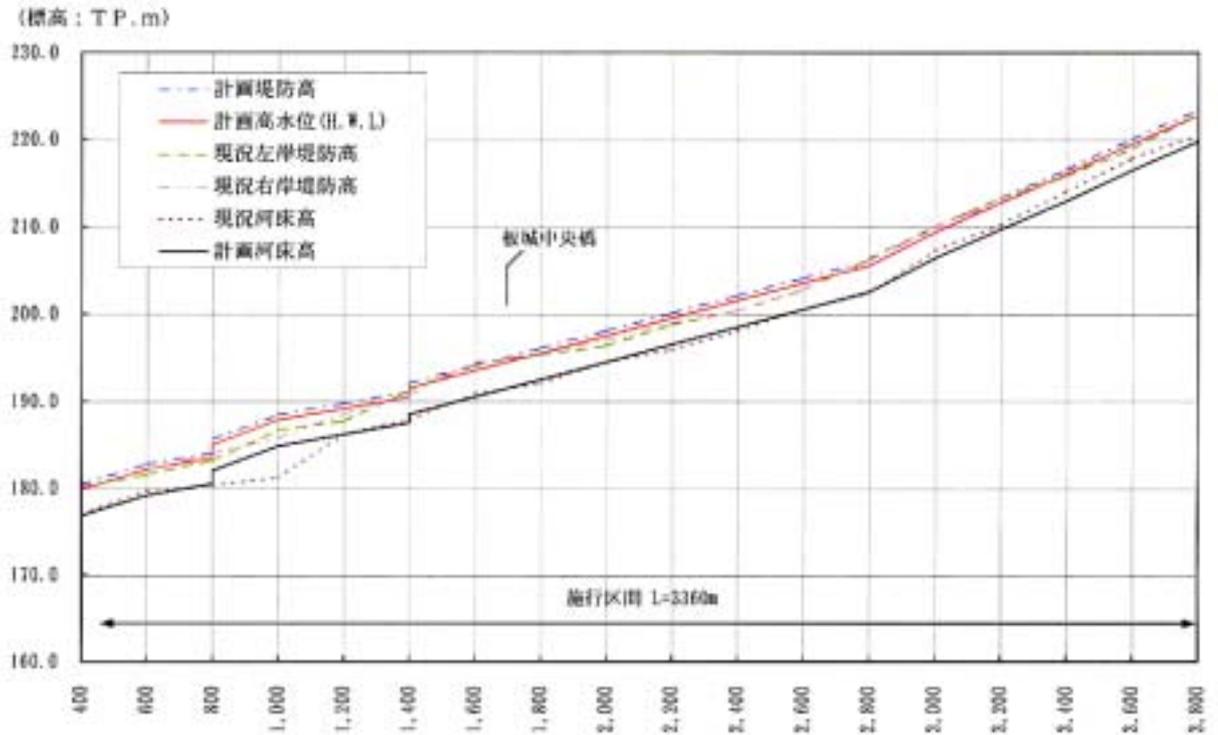


図-3.5(3) 松板川縦断面図

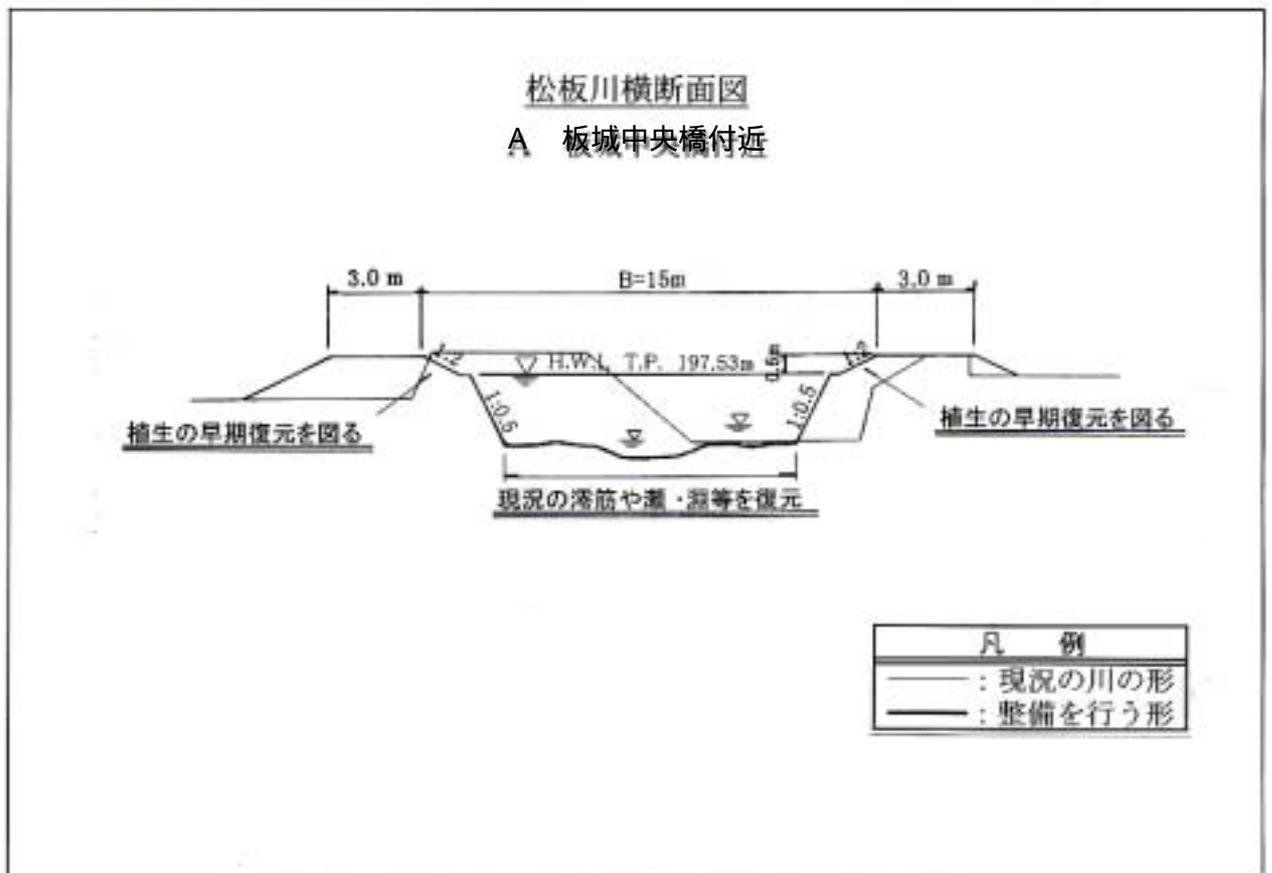


図-3.5(4) 松板川横断面図

(5) 古河川

古河川は、昭和 50 年より河川改修工事に着手し、現在、中流部及び最下流部 2,650m 区間の改修が完了しています。平成 11 年 6 月 29 日に発生した既往最大規模の洪水において、未改修区間で河床が洗掘され、既設護岸の根入等が露出し、危険な状態となっていることから、引き続き改修を行っていきます。

河川改修は、井之邑橋から温井川合流点下流 150m までの 450m の区間とします。

河川改修は、古河川下流地点において目標の計画高水流量 $250\text{m}^3/\text{s}$ が安全に流下できるように河床掘削により河道断面積を確保します。

なお、河川改修においては、現状の河床形状の復元、法面の緑化など、動植物の生息・生育環境に配慮するものとします。

流量配分図、平面図、縦断面図及び横断面図を図-3.6(1)～図-3.6(4)に示します。

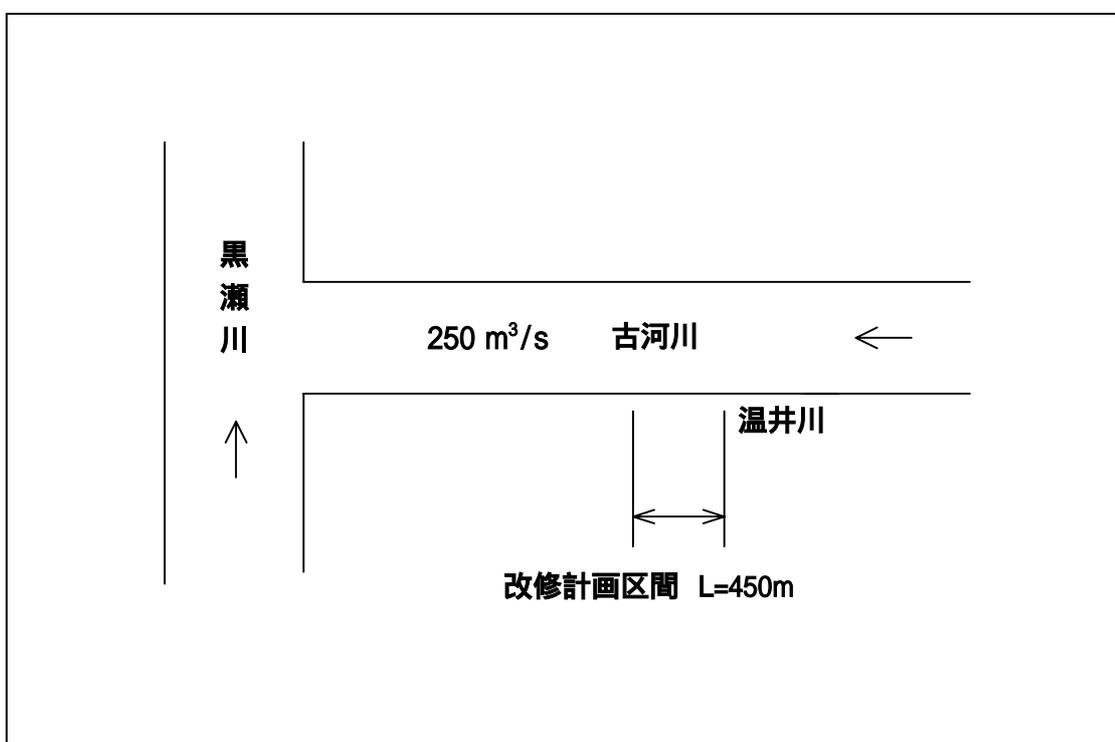


図-3.6(1) 古河川流量配分図

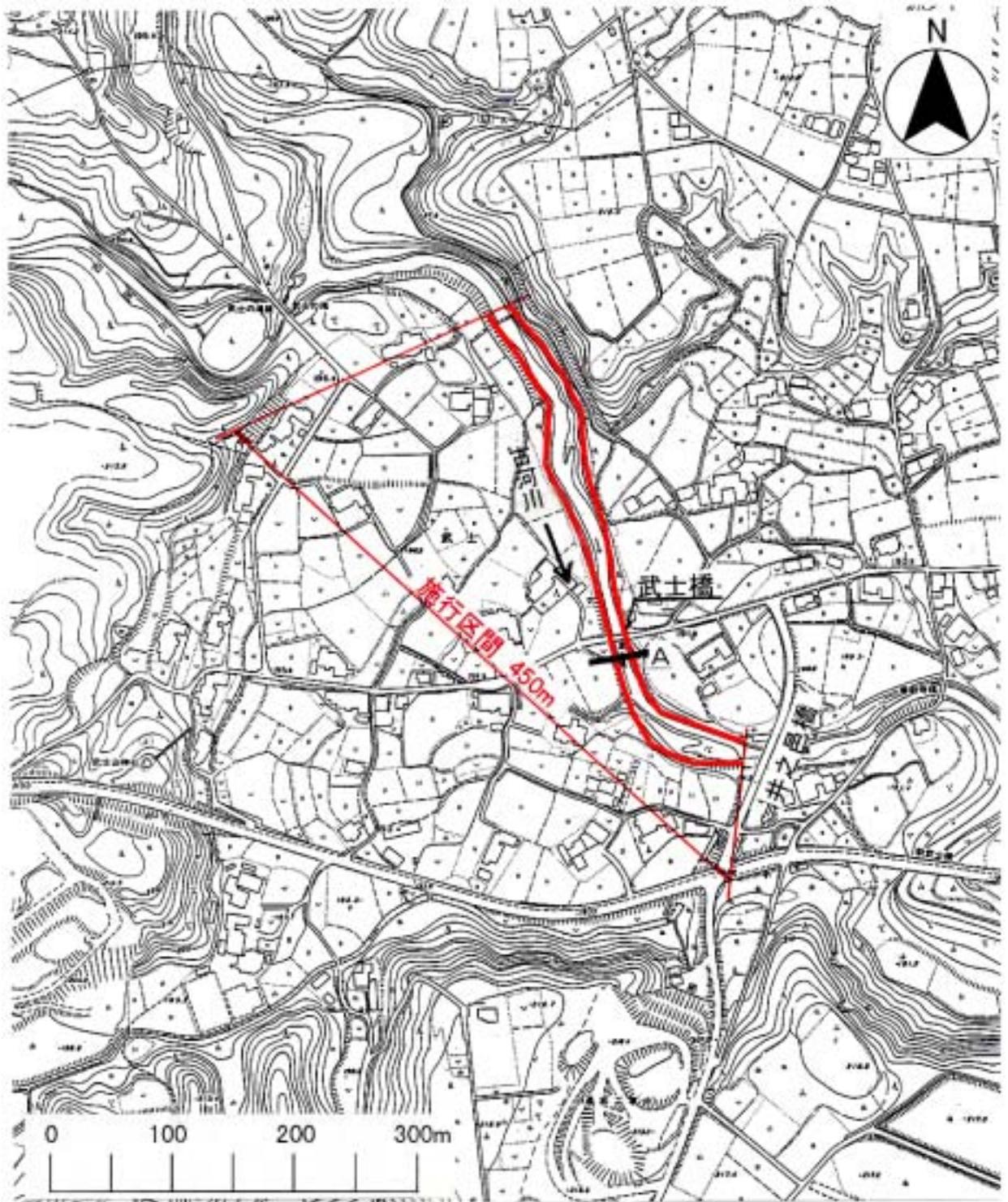


图-3.6(2) 古河川平面图

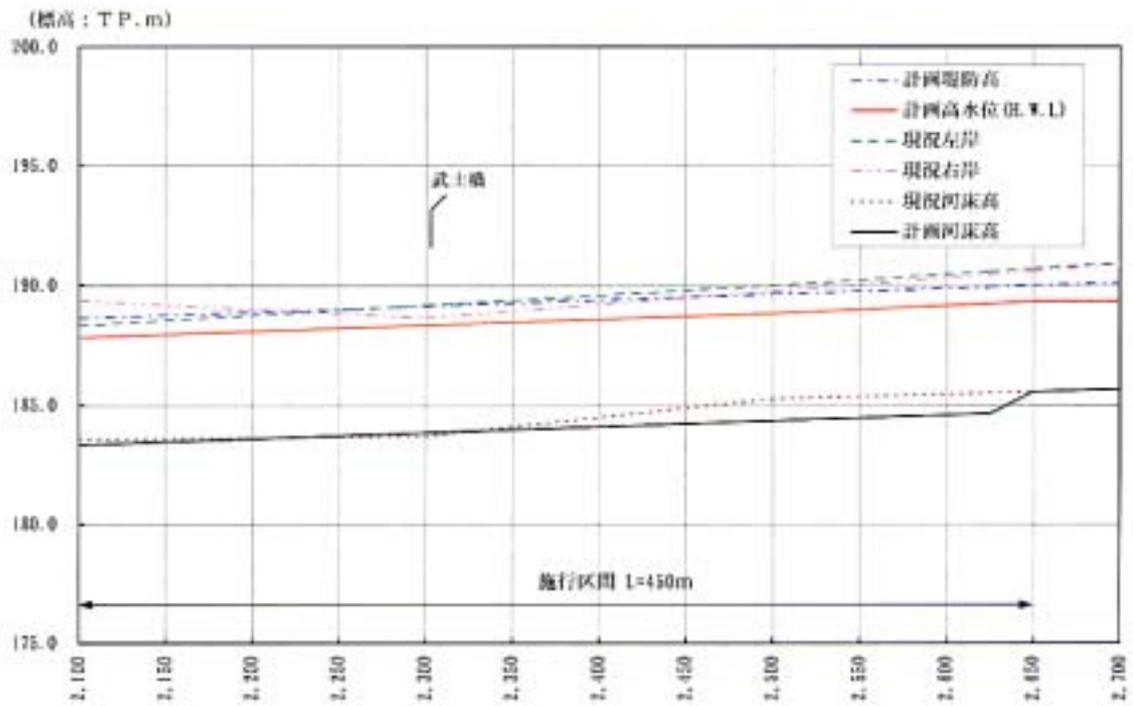


図-3.6(3) 古河川縦断面図

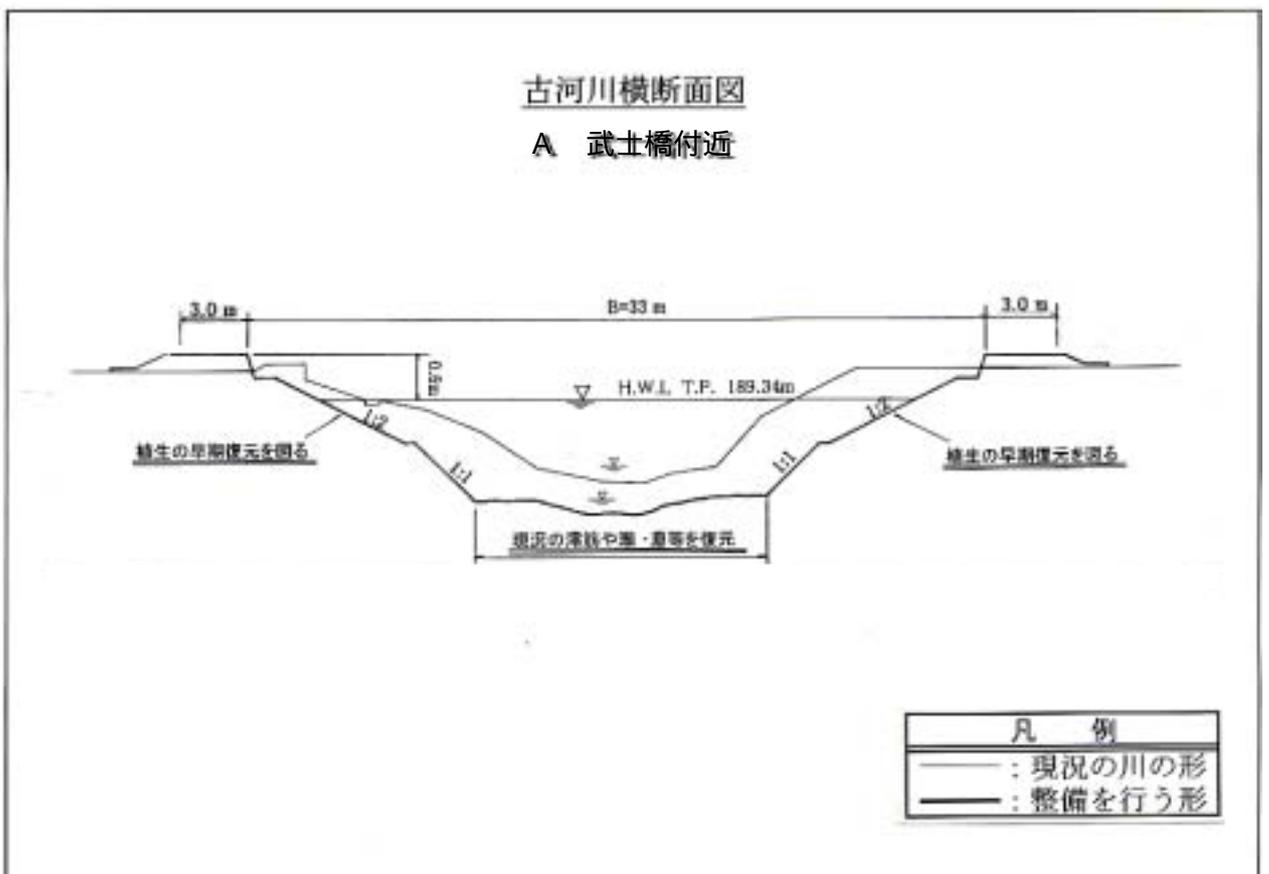


図-3.6(4) 古河川横断面図

3.2 河川の維持の目的，種類及び施行の場所

3.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされるよう総合的に行います。

3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

河川の維持の施行場所は、黒瀬川流域で広島県が管理する全区間とします。

(1) 流下能力の維持

「3.1.1 河川工事の施行の場所」に示した河川（区間）以外で、平成11年6月29日洪水で家屋浸水被害が生じた地域について、同洪水相当の流量で再び被災することがないように、原因調査を行った上で関係機関と調整を図り、改修や掘削など必要な対策を実施します。

(2) 河道の維持

長期的間にまたは出水により土砂が堆積し、治水上支障となる場合は、環境面も配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また、出水による河床低下により、護岸等構造物の基礎が露出すると災害の原因になるので、早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

(3) 護岸，堤防等の維持

護岸，堤防等の河川管理施設については、法崩れ，亀裂等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

(4) 植生の維持

良好な河川環境を保全するため、必要箇所の草刈りや樹木の管理を地元住民と協力し実施します。

(5) 濁水流出の防止

河川改修時に発生する濁水については、動植物の生息・生育環境，河川景観等への配慮から、これを防止または軽減するよう努めます。